

埼玉県公安委員会告示第72号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提示日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、令和4年5月13日から施行する。

令和4年5月13日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

別表中

	道路交法第91条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者でその限定の全部又は一部の解除を受けるものが限定解除審査を申請するとき及び自動車等を運転することについて必要な条件を変更する者が条件変更審査を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)
	道路交法第89条第3項の規定による技能検査を申請するとき。		
	前記受付区分に該当しない者が運転免許又は仮運転免許を申請するとき。		

を

	道路交法第91条及び第91条の2の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者でその限定の全部又は一部の解除を受けるものが限定解除審査を申請するとき	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)
--	---	---	-----------------------------------

	及び自動車等を運転することについて必要な条件を変更する者が条件変更審査を申請するとき。		
	道路交通法第89条第3項の規定による技能検査を申請するとき。		
	前記受付区分に該当しない者が運転免許又は仮運転免許を申請するとき。		
運転免許条件申請書	道路交通法第91条の2の規定によるサポートカー限定条件の付与を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)
		月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署(鴻巣警察署を除く。)
	道路交通法第91条の2の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者でその限定の解除を受けるもののうち、技能審査を受けないものが限定解除審査を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午後1時から午後1時45分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)

に改める。